

総合教育会議について

1 総合教育会議の設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、総合教育会議を設置する。

総合教育会議は、市長と教育委員会という執行機関同士が協議し、調整を図るものであり、両者で調整のついた事項については、それぞれの結果を尊重して事務を執行するものである。

①メンバー

市長、教育委員会（教育長・教育委員 4 名）

②会議の開催

定例会：年 3 回程度 ※大綱策定までは、必要に応じて

臨時会：緊急に協議・調整が必要な場合

③会議における協議・調整事項

(1) 大綱の策定（例）

- ・平成〇年度までに全学校の耐震化を完了
- ・学校の統廃合を推進する
- ・少人数学級を推進する
- ・自然体験活動の機会を充実する
- ・食育を推進する 等

(2) (1) 以外の協議・調整（例）

- ・年度毎の優先順位をどう考えるか
（校舎と体育館のどちらを優先するか）
- ・どの地域の学校について、どのような手続きで統廃合を推進するか
- ・どの学年から少人数学級を進めるか
- ・自然体験活動推進のためにどのような予算措置を行うか
- ・栄養教諭の配置をどのように進めていくか 等